

○部外競技会への公務参加の基準について

(平成 11 年 12 月 24 日岩警発第 106 号警察本部長)

沿革 (平成 22 年 12 月 27 日改正)

各 部 長

各 所 属 長

警察以外の機関・団体が主催する運動競技会 (以下「部外競技会」という。) への参加については、これまで職務専念義務として取り扱ってきたが、職員を公務として参加させる基準を次のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

警察職員には、法知識や基礎体力はもとより、逮捕制圧術、実践的射撃術が必要不可欠であり、さらに、特殊な任務に当たる山岳救助隊員及び交通機動隊員には、専門的な技術が求められている。

あらゆる警察事象に的確に対応し、適正に職務執行するためには、指導者や中核的な職員を部外競技会に参加させ、より高度な技術の修得に努める必要があることから、公務として参加させる部外競技会の基準を定めるものである。

2 公務の一環として参加を認める部外競技会

(1) 競技会の種類

公的団体又は全国規模の競技団体が主催又は共催する都道府県レベルの以上の国内で行われる競技会とする。ただし、これらの競技会の一環として実施される地区レベル以上の予選競技会を含む。

(2) 種目

ア 柔道

イ 剣道

ウ 射撃

エ ロードレース

オ 山岳競技

カ 二輪のトライアル競技

3 公務の一環として参加を認める職員

(1) 柔道

柔道の特別訓練部員 (指名が予定されている武道指導警察官を含む。) 又は逮捕術の特別訓練部員及び師範又は師範代 (以下「師範等」という。) として指名又は任命されている職員

(2) 剣道

剣道の特別訓練部員 (指名が予定されている武道指導警察官を含む。) 又は逮捕術の特別訓練部員及び師範又は師範代 (以下「師範等」という。) として指名又は任命されている職員

(3) 射撃

けん銃の特別訓練部員及び指導官又は指導員として指名又は任命されている職員

- (4) ロードレース
駅伝の特別訓練部員として指名されている職員
- (5) 山岳競技
岩手県警察山岳遭難救助隊員として任命されている職員
- (6) 二輪のトライアル競技
交通機動隊員の特別訓練員として指名されている職員

4 参加に当たっての手続

- (1) 参加は、所属長の職務命令によるものとし、旅行が必要な場合は旅行命令を行うこと。
- (2) 旅費及び参加費は、原則として所属部署の予算から支出すること。ただし、公的団体又は全国規模の競技団体が旅費又は参加費を負担する場合はこの限りでない。
- (3) 所属長は、職員を部外競技会に選手として参加させる場合は、大会初日の 10 日前までに部外競技会参加申請書（別添様式）により警務部人財育成課長を経由して申請し、本職の承認を得ること。ただし、山岳競技及び二輪のトライアル競技の部外競技会に参加させる場合には、大会初日の 1 か月前までとする。
- (4) 所属長は、職員を監督又はコーチとして部外競技会に参加させる場合は、大会初日の 10 日前までに部外競技会参加申請書により警務部人財育成課長を経由して申請し、本職の承認を得ること。
- (5) 所属長は、職員を前記 2 に該当しない部外競技会に参加させる必要がある場合は、大会初日の 1 か月前までに部外競技会参加申請書により警務部人財育成課長を経由して申請し、本職の承認を得ること。

様式

発第 号
年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所属長 印

部 外 競 技 会 参 加 申 請 書

大会名	
主催者	
大会日時	
開催日時	
参加種目	
参加者	
参加料	
傷害保険 加入の有無	
旅行期間	
備考	

- 注意 1 備考欄には、旅費・参加費の負担方法を記入すること。
2 主催者団体等から出場依頼通知を受けた場合は、その写しを添付すること。